

令和4年度 滋賀県立総合保健専門学校卒業認定実施要領

(目的)

第1条 この要領は学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第183条第3号および滋賀県立総合保健専門学校学則（昭和52年滋賀県規則第14号）第21条および第23条に基づき、成績評価認定および卒業認定要件（以下「卒業認定」「単位修得」という。）に関し、学則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(成績評価認定および卒業認定要件)

第2条 前条に規定する滋賀県立総合保健専門学校（以下「学校」という。）の審査を受けることができる者は、滋賀県立総合保健専門学校学則（昭和52年滋賀県規則第14号）第21条および第23条の要件を満たしている者とする。

(審査方法)

第3条 卒業認定審査は、運営会議で下記の者の参加により実施する。

校長、次長、看護学科学科長、歯科衛生学科学科長、看護学科3年担任、歯科衛生学科3年担任において行うものとする。

2 審査は、前条に定める卒業に必要な要件を満たしているかを審査するものとする。

3 審査にあたっては、成績に基づく、成績一覧表にて単位履修状況を確認する。

(審査に必要な書類)

第4条 卒業認定会議に必要な審査書類は、以下のものとする。

滋賀県立総合保健専門学校学則 別表1および2に定める当該授業科目の時間の3分の2以上を履修したことを示す、該当年度の卒業予定者の各年次別単位修得状況を示す成績一覧表、卒業認定鑑文（学生状況、出席時間、卒業予定者の単位修得状況）（別紙1）

(審査結果)

第5条 運営会議で卒業認定に係る審査後、その結果については、卒業認定会議 結果報告書により報告する（別紙2）

(認定書の交付)

第6条 卒業認定委員会における審査の結果、卒業に必要な要件を満たしていると認めた者に対し、校長は学則第25条に規定する卒業証書（別記様式第23号）を授与する。

1. 学生の状況

1) 学生数

	① 4月入学者 4月進級者	② 前年度から の復学者	③ 前年からの 留年者	④ 該当年次 退学者	⑤ 該当年次 休学者	⑥ 4月現在の 合計 ①+②+③	⑦ 今年度 卒業 延期者数	⑧ 3月現在の 合計	⑨ 卒業許可者
1 年	4月入学者 名	名	名			名			
				名	名			⑥-④ 名	
2 年	4月進級者 名	名	名			名			
				名	名			名	
3 年	4月進級者 名	名	名			名			卒業許可者 名
				名	名		名	名	卒業許可者 内入学年度生 名

2. 出席時間 3年間

- 1) 学則に定める当該年度の単位数・時間数 : 単位 時間
- 2) 出席すべき日数・時間数 : 日 時間
- 3) 出席状況 (3分の1を超えて欠席、欠課した学生の有無) :

3. 単位修得状況

- 1) 卒業予定者の単位修得状況 : 最終成績一覧表添付

4. その他

令和 年度 卒業認定会議 結果報告

(別紙2)

学科

確認日 令和 年 月 日

認 定 委 員	職	氏名
認 定 結 果	認定結果資料	別紙の通り
	3年生在籍者	名
	卒業者	名
	卒業保留者	名
	卒業延期者	名
備 考		